

地域における薬局・薬剤師のあり方について

令和6年3月25日

厚生労働省 医薬局 総務課

認定薬局、健康サポート薬局など薬局の機能のあり方に関する課題

- 薬局薬剤師については、平成27年に厚生労働省が作成した「患者のための薬局ビジョン」において、かかりつけ薬剤師・薬局の機能の推進、対物中心の業務から対人中心の業務へのシフトを図り、対人業務の強化や医療機関等との地域連携等を実現することとし、また、患者が自身に適した薬局を主体的に選択できるよう、健康サポート薬局、認定薬局（地域連携薬局、専門医療機関連携薬局）制度により、一定の機能を有する薬局について表示又は名称を使用できる制度が導入されている。
- 一方、健康サポート薬局や認定薬局については薬局側に名称を使用（表示）できる以外のインセンティブがなく、また、利用者にとどのようなメリットがあるのか不明確であり、十分に活用されていない状況にあると考えられる。
- 特に、健康サポート薬局、地域連携薬局については、在宅対応を含むかかりつけ薬剤師・薬局としての機能を持つことを基準の一部としているなど共通している部分もあり、地域の中での位置付けや違いがわかりにくいとの指摘もなされている。
- 地域において求められる薬剤師サービスは、医薬品の供給拠点、在宅対応、夜間・休日の対応、健康サポート、新興感染症・災害等の有事対応、医薬品関連情報の発信、薬事衛生等が考えられるが、このような機能を薬局がどのように担うのか検討が必要。
- これらの薬剤師サービスを全ての薬局が個別に対応することは困難であり、地域全体で効率的・効果的に必要な薬剤師サービスを提供していく観点から、個々の薬局がかかりつけ薬剤師・薬局としての役割を果たす前提で地域の薬局が連携して対応する仕組みを構築することが重要であると指摘されている。
- このような状況を踏まえ、健康サポート薬局、認定薬局について、患者等が利用する、医療関係者が連携する薬局を選定する際に有用となる制度となるよう、その機能や地域における役割・位置付けを改めて整理・明確化することが必要である。

薬剤師・薬局関連の動き

年度	薬局関連
H27	患者のための薬局ビジョン策定（10月）
H28	健康サポート薬局届出開始（10月）
H29	
H30	薬剤師の需給推計（厚生科学研究費）
R1	調剤業務のあり方に関する通知（4月） 薬機法改正公布（12月） ※継続的服薬指導、認定薬局など
R2	継続的服薬指導義務 施行（9月） 薬剤師の需給動向把握事業（予算）
R3	薬剤師の将来需給推計公表（6月） 薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会とりまとめ（6月） 認定薬局 施行（8月） 地域医療介護総合確保基金の薬剤師確保用途の明確化（12月）
R4	薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループとりまとめ（7月）
R5	薬剤師偏在指標公表（6月） 薬剤師確保計画ガイドライン公表（6月） 薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会（12月～）
R6（予定）	第8次医療計画（薬剤師確保、在宅）

「患者のための薬局ビジョン」 ～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～

平成27年10月23日公表

健康サポート薬局

健康サポート機能

- ☆ 国民の**病気の予防**や**健康サポート**に貢献
 - ・ 要指導医薬品等を適切に選択できるような供給機能や助言の体制
 - ・ 健康相談受付、受診勧奨・関係機関紹介 等

高度薬学管理機能

- ☆ **高度な薬学的管理ニーズ**への対応
 - ・ 専門機関と連携し抗がん剤の副作用対応や抗HIV薬の選択などを支援 等

かかりつけ薬剤師・薬局

服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導

- ☆ **副作用**や**効果**の継続的な確認
- ☆ **多剤・重複投薬**や**相互作用の防止**
 - ICT（電子版お薬手帳等）を活用し、
 - ・ 患者がかかる**全ての医療機関の処方情報を把握**
 - ・ 一般用医薬品等を含めた服薬情報を一元的・継続的に把握し、薬学的管理・指導

24時間対応・在宅対応

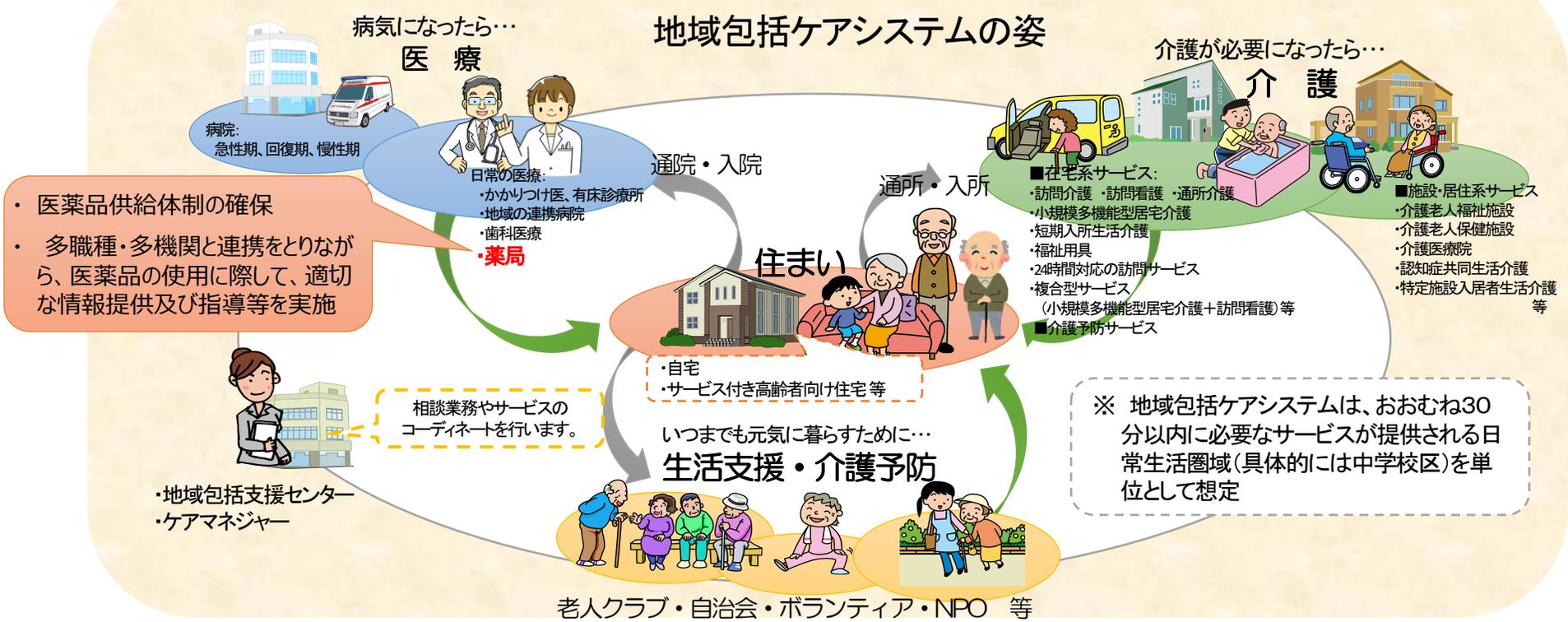
- ☆ **夜間・休日、在宅医療**への対応
 - ・ **24時間**の対応
 - ・ **在宅患者**への薬学的管理・服薬指導
- ※ 地域の薬局・地区薬剤師会との連携のほか、へき地等では、相談受付等に当たり地域包括支援センター等との連携も可能

医療機関等との連携

- ☆ 処方内容の照会・処方提案
- ☆ 副作用・服薬状況のフィードバック
- ☆ 医療情報連携ネットワークでの情報共有
- ☆ 医薬品等に関する相談や健康相談への対応
- ☆ 医療機関への受診勧奨

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



総合確保方針（令和5年3月17日一部改正）の概要

医療介護総合確保法に基づき、地域における医療・介護を総合的に確保するための基本的な方針（総合確保方針）を策定（2014年策定、'16・'21・'23年一部改正）。当該方針に即して、医療計画・介護保険事業（支援）計画の基本方針・指針を策定

総合確保方針の意義

- 「団塊の世代」が全て75歳以上となる2025年、その後の生産年齢人口の減少の加速等を見据え、患者・利用者など国民の視点に立った医療・介護の提供体制を構築。自立と尊厳を支えるケアを実現。

基本的方向性

（1）「地域完結型」の医療・介護提供体制の構築

地域医療構想の推進、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、地域包括ケアシステムの深化・推進（認知症施策の推進、総合事業や介護予防の充実等）など

（2）サービス提供人材の確保と働き方改革

医療従事者の働き方改革の取組、タスク・シフト、チーム医療の推進、復職支援、介護現場の生産性向上・働く環境改善の取組など

（3）限りある資源の効率的かつ効果的な活用

全世代型の社会保障制度の構築、医療・介護の効果的・効率的な提供、介護サービス事業者の経営の協働化・大規模化、ケアマネジメントの質の向上など

（4）デジタル化・データヘルスの推進

全国医療情報プラットフォームの創設、NDBと公的DB等との連結解析、EBPMの推進など

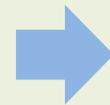
（5）地域共生社会の実現

地域の包括的な支援体制の構築、いわゆる社会的処方への活用、住まいの確保、地域の多様な主体との連携など

特定の機能を有する薬局の認定

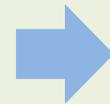
○ 薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化する中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする。

・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（**地域連携薬局**）



患者のための薬局ビジョンの「かかりつけ薬剤師・薬局機能」に対応

・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局（**専門医療機関連携薬局**）



患者のための薬局ビジョンの「高度薬学管理機能」に対応

地域連携薬局

※2024年2月末時点で4,232件



専門医療機関連携薬局

※2024年2月末時点で186件

※傷病の区分ごとに認定
(現在規定している区分は「がん」)



〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（入院時の持参薬情報の医療機関への提供、退院時カンファレンスへの参加等）
- ・夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体制の構築・参画
- ・地域包括ケアに関する研修を受けた薬剤師の配置
- ・在宅医療への対応（麻薬調剤の対応等）

等

〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（専門医療機関との治療方針等の共有、患者が利用する地域連携薬局等との服薬情報の共有等）
 - ・学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置
- 等
- ＜専門性の認定を行う団体＞
- 日本医療薬学会（地域薬学ケア専門薬剤師（がん））
 - 日本臨床腫瘍薬学会（外来がん治療専門薬剤師）

認定薬局の基準の考え方

● 患者が安心して相談しやすい体制

- <地域> 構造設備（プライバシーへの配慮、バリアフリーへの配慮）
- <専門> 構造設備（個室等のプライバシーへの配慮、バリアフリーへの配慮）

● 医療提供施設（医療機関、薬局等）との連携体制（顔の見える関係づくり）

- <地域> 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加、医療機関や薬局との情報共有の体制（外来、入退院、在宅）、それを担保する実績（医療機関への情報提供の実績：月30回以上）
- <専門> 医療機関（がん診療連携拠点病院等）との会議への継続的な参加、医療機関や薬局との情報共有の体制、それを担保する実績（医療機関への情報提供の実績：がん患者の半数以上）

● 在宅医療に対応する体制

- <地域> 在宅訪問の実績（月2回以上）、医療機器・衛生材料の提供

● 地域でいつでも相談・調剤できる体制への参加（薬局間の連携など）

- <地域> 時間外の相談対応、休日・夜間の調剤対応、薬剤の提供、地域のDI室の役割、特殊な調剤への対応（麻薬、無菌製剤処理）
- <専門> 時間外の相談対応、休日・夜間の調剤対応、抗がん剤等の提供、特殊な調剤への対応（麻薬）、抗がん剤等に係る地域のDI室の役割

● 一定の資質を持つ薬剤師が連携体制や患者に継続して関わるための体制

- <地域> 常勤薬剤師の勤務体制（半数が継続1年以上勤務）、研修修了薬剤師（常勤薬剤師の半数修了）、計画的な研修受講、医療安全対策
- <専門> 常勤薬剤師の勤務体制（半数が継続1年以上勤務）、がんの専門性を有する薬剤師、計画的ながんの専門性に係る研修受講、医療安全対策

健康サポート薬局の概要

健康サポート薬局



- かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を有し、
- 地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局
- 都道府県知事等に届出を行い、薬局機能情報提供制度に基づき公表。
※平成28年10月から届出開始。令和5年9月末現在、3,123薬局が届出

地域包括ケアシステムにおける地域住民の身近な健康の相談相手

※「積極的な支援」とは

- ① 医薬品や健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言
- ② 地域住民の身近な存在として健康の維持・増進に関する相談を幅広く受け付け、適切な専門職種や関係機関に紹介
- ③ 率先して地域住民の健康サポートを実施し、地域の薬局への情報発信、取組支援も実施

かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能

- ① 服薬情報の一元的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導
- ② 24時間対応、在宅対応
- ③ かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化

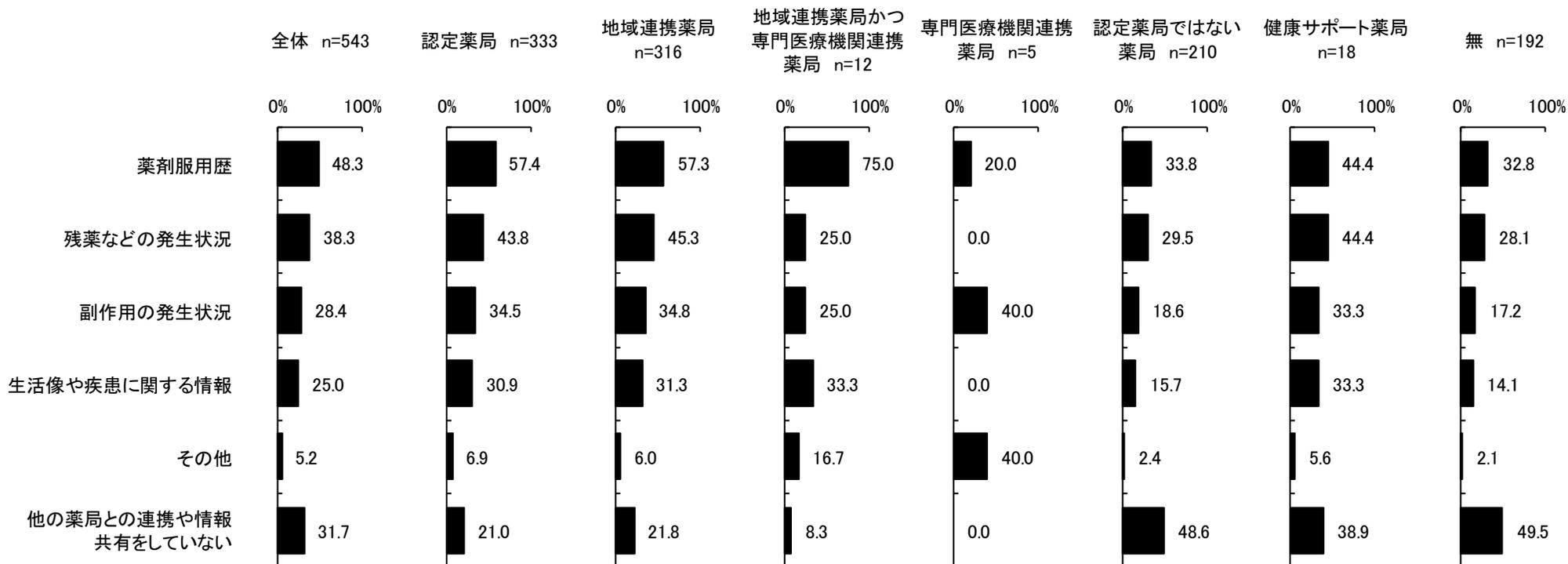
健康サポート機能

- ① 地域における連携体制の構築
- ② 薬剤師の資質確保
- ③ 薬局の設備
- ④ 薬局における表示
- ⑤ 要指導医薬品等の取扱い
- ⑥ 開局時間
- ⑦ 健康相談・健康サポート

認定薬局とその他の薬局における比較〈他の薬局との連携〉

○ 他の薬局との連携や情報共有に取り組んでいる薬局の割合は、全体と比較して、認定薬局が高い結果であった。

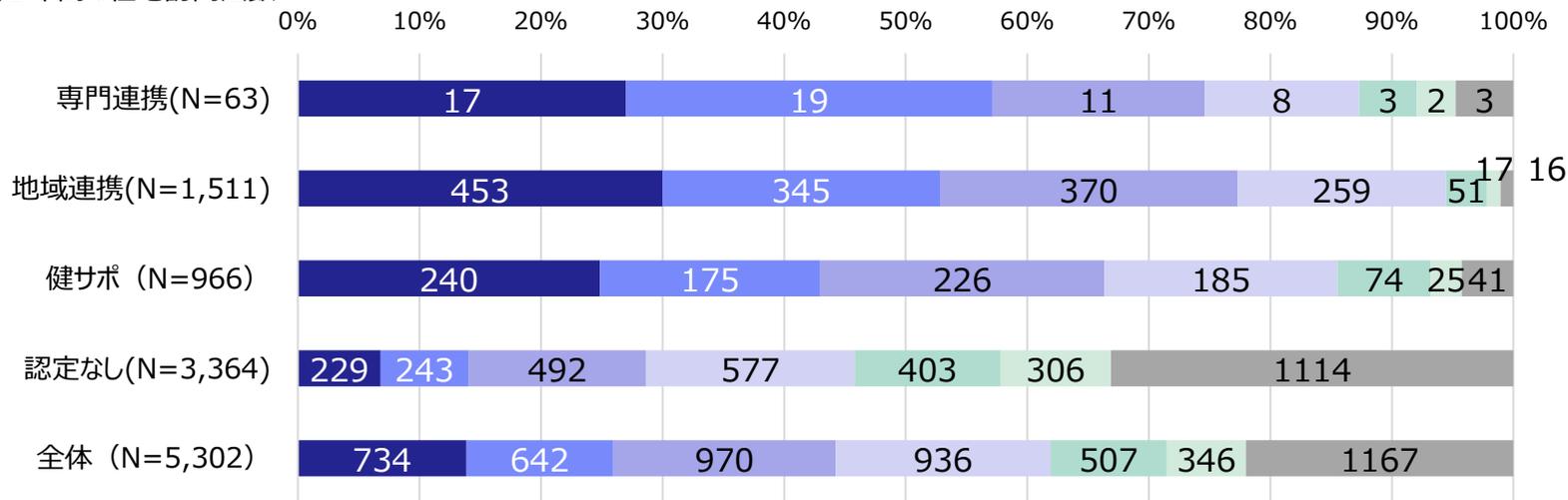
■ 他の薬局との連携や情報共有に関する内容



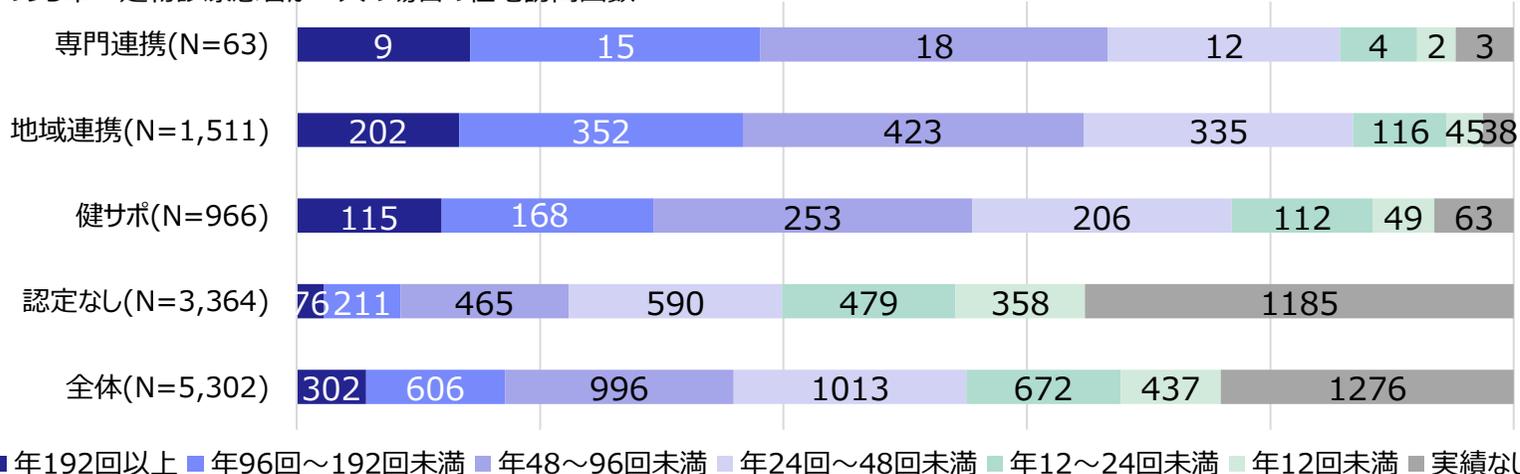
認定薬局とその他の薬局における比較〈在宅訪問の実績〉

○ 認定薬局の方が在宅訪問回数は多く、また、個人宅等への訪問回数も認定薬局の方が多い傾向にあった

■ 直近1年間の在宅訪問回数



■ 上記のうち単一建物診療患者が一人の場合の在宅訪問回数

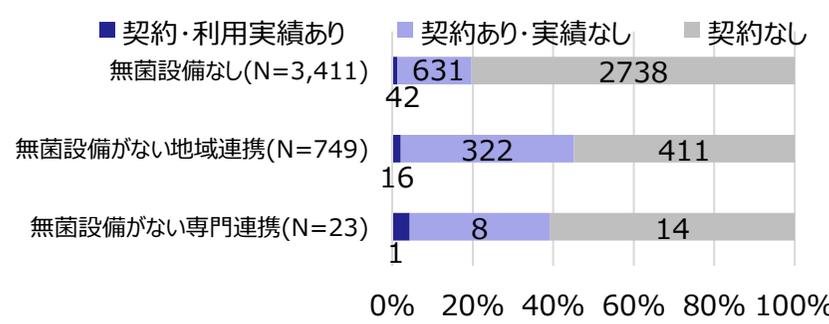
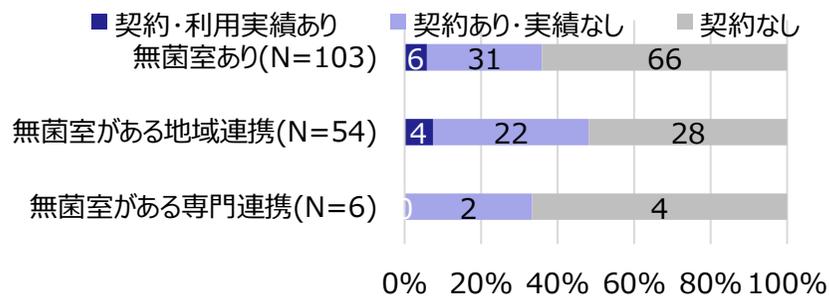
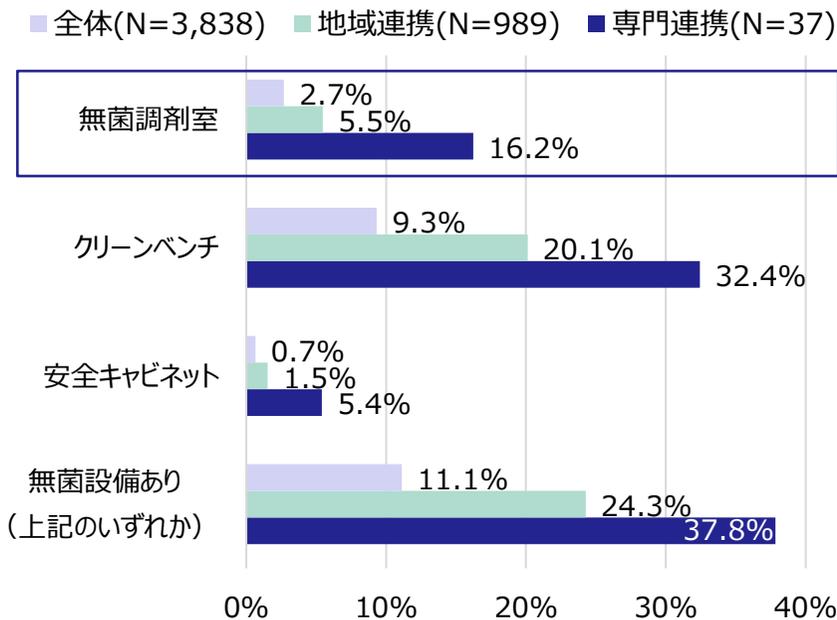


■ 年192回以上 ■ 年96回~192回未満 ■ 年48~96回未満 ■ 年24回~48回未満 ■ 年12~24回未満 ■ 年12回未満 ■ 実績なし

認定薬局とその他の薬局における比較〈無菌製剤処理に係る体制〉

- 無菌製剤処理設備がある薬局は11.1%（地域連携24.3%、専門連携37.8%）であった。
- 無菌調剤室の共同利用に関しては、約20%の薬局で契約があるものの実績がある薬局はごく少数であった。

■ 無菌製剤処理設備の有無



■ 希釈せずに麻薬の注射だけを充填するケースの有無

	全体	地域連携	専門連携	無菌設備あり
回答数	3,562	891	36	370
実績ある薬局数	73	37	3	35
実績ある薬局割合	2.0%	4.2%	8.3%	9.5%

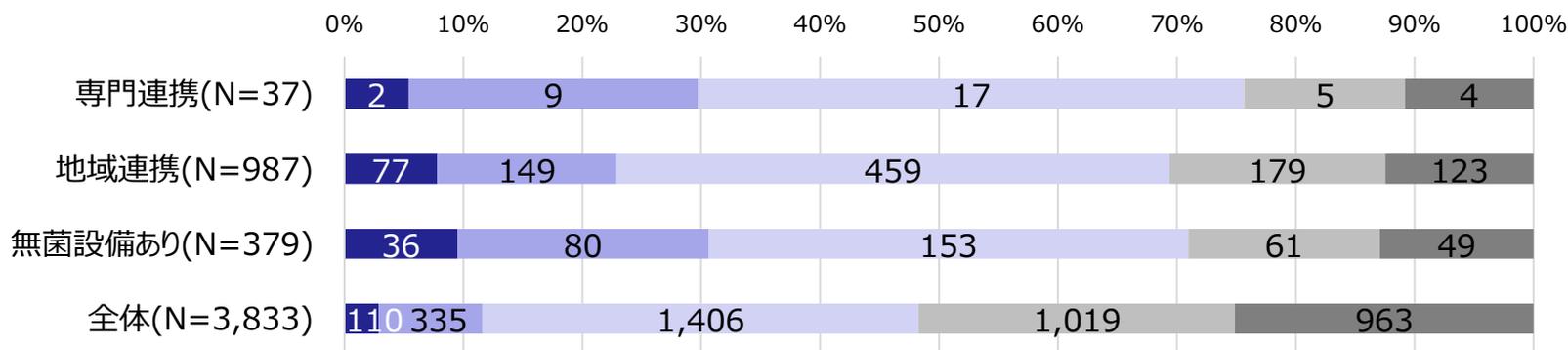
■ PCAポンプの取扱い実績（レンタルの場合含む）

	全体	地域連携	専門連携	無菌設備あり
回答数	3,569	893	36	372
実績ある薬局数	106	63	6	65
実績ある薬局割合	3.0%	7.1%	16.7%	17.5%

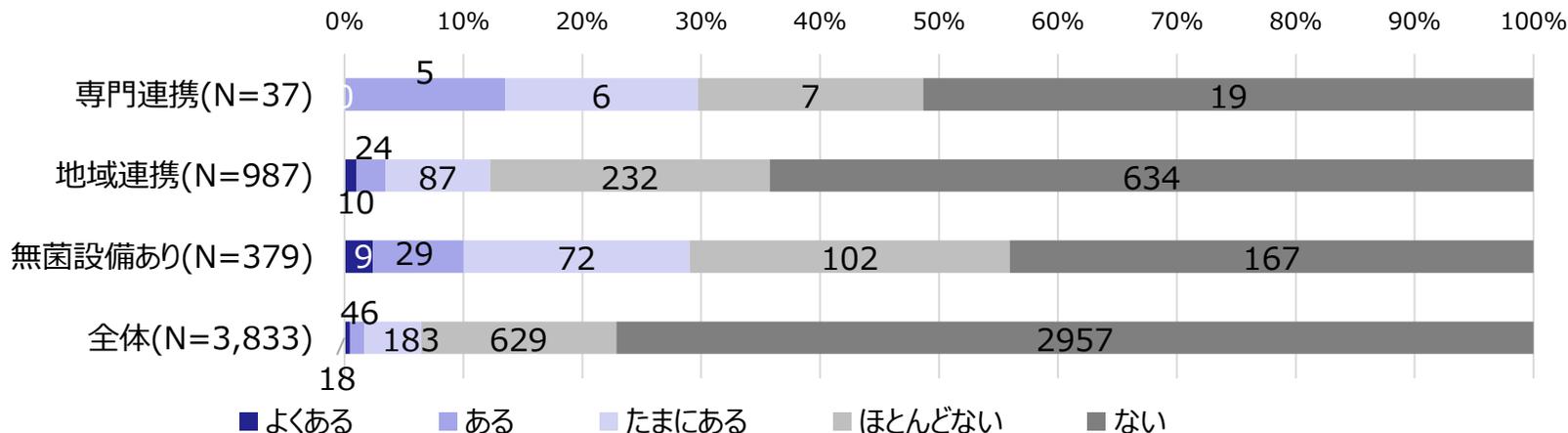
認定薬局とその他の薬局における比較〈在宅・無菌の依頼を受ける頻度〉

- 認定薬局においては在宅訪問や無菌調剤に関する相談や依頼を受ける頻度が全体平均よりも高かった。
- 一方で、無菌設備がある薬局であっても、その71.0%の薬局において無菌調剤に関する依頼を受けることは「ほとんどない」「ない」という回答であった。

■ 在宅訪問に関する相談や依頼を受ける頻度



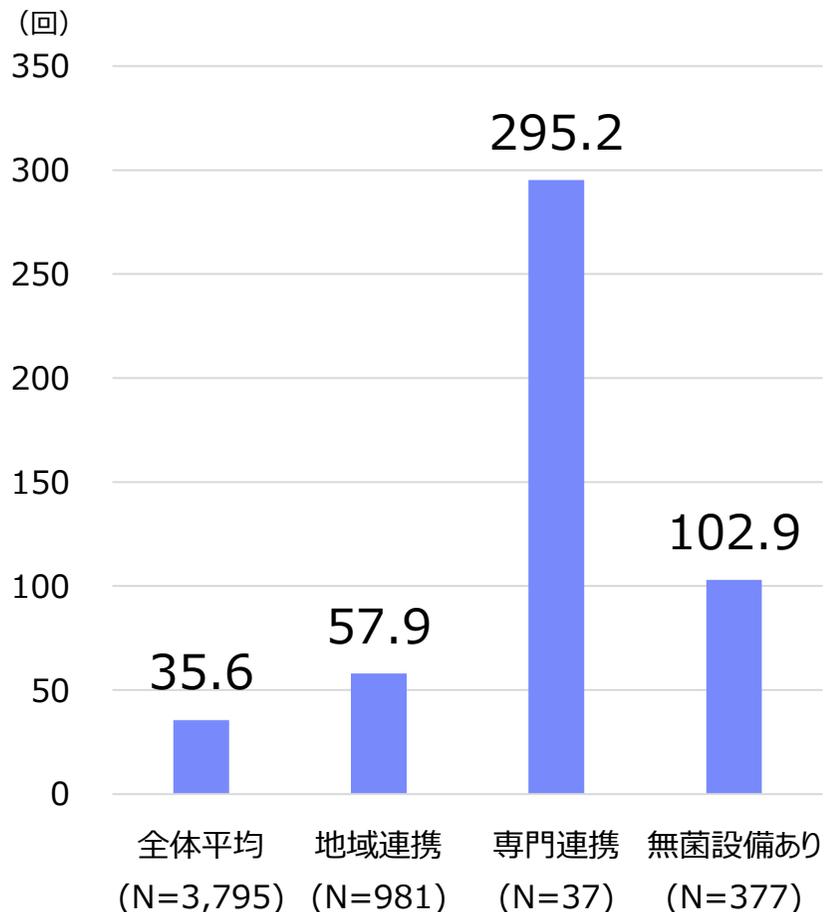
■ 無菌製剤処理に関する相談や依頼を受ける頻度



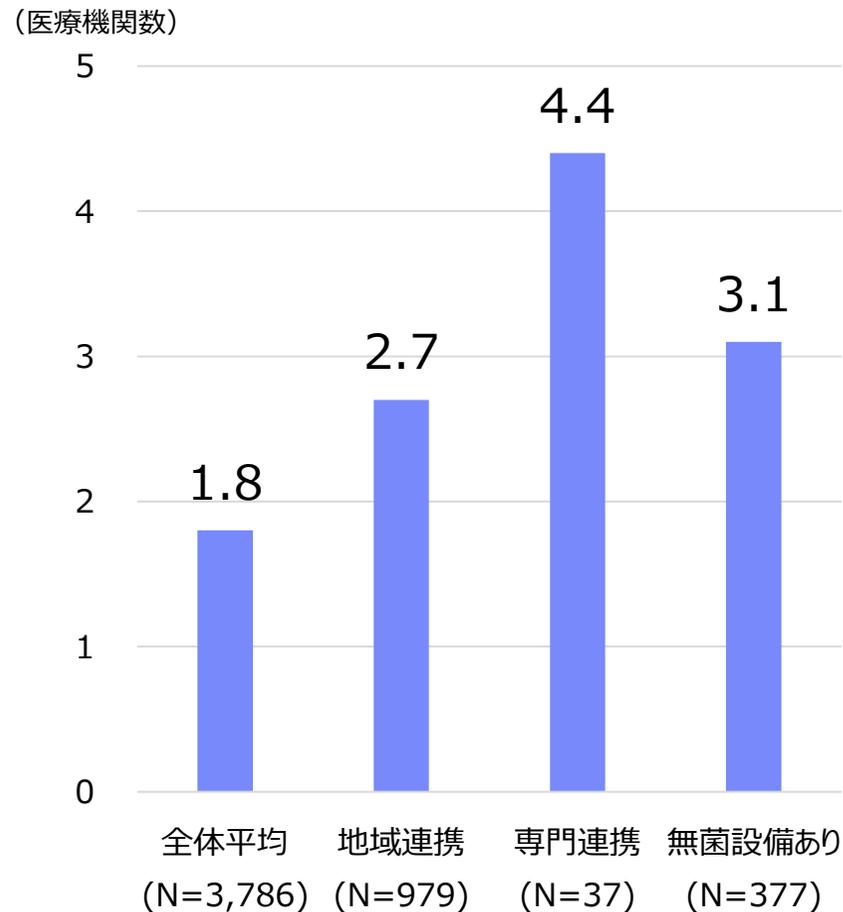
認定薬局とその他の薬局における比較〈医療用麻薬の応需状況〉

○ 認定薬局においては、麻薬加算の算定実績が高く麻薬応需医療機関数も多い傾向が示された。

■ 麻薬加算の平均算定実績



■ 麻薬処方箋の応需医療機関数



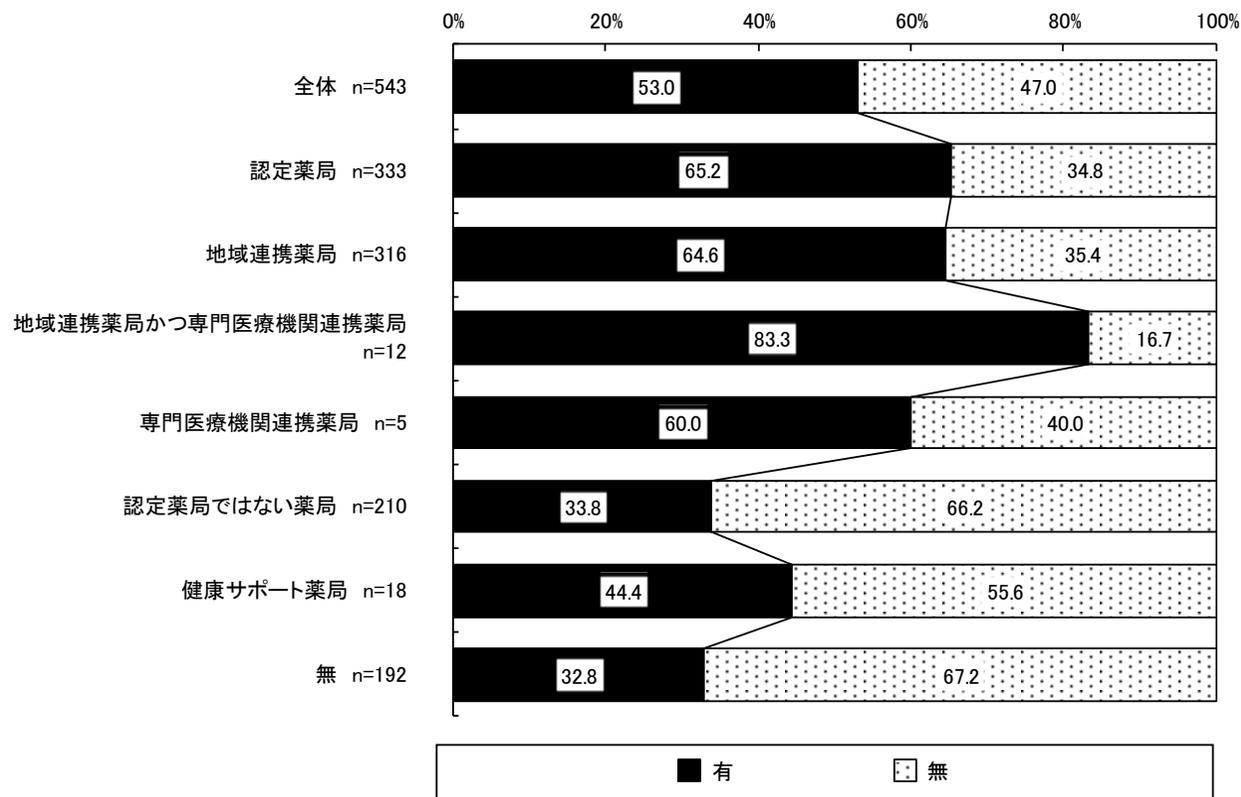
▶ 直近1年間の実績

認定薬局とその他の薬局における比較

〈人生の最終段階（終末期）の利用者・患者への訪問薬剤管理指導〉

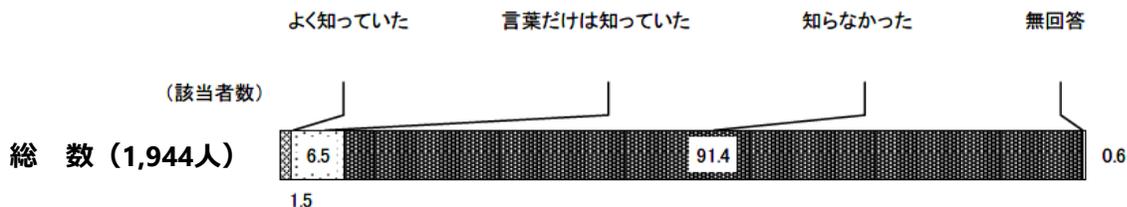
○ 人生の最終段階（終末期）の利用者・患者への訪問薬剤管理指導に取り組んでいる薬局の割合は、全体と比較して、認定薬局が高い結果であった。

■ 人生の最終段階（終末期）の利用者・患者への訪問薬剤管理指導の有無



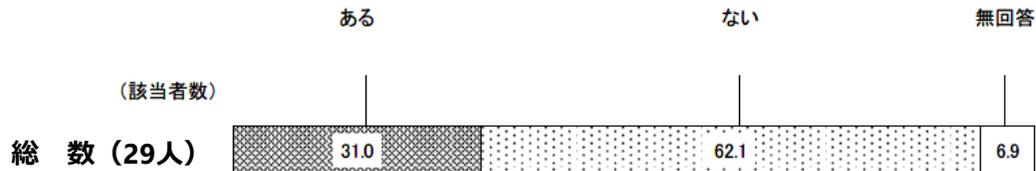
健康サポート薬局の認知度等（令和2年10月時点）

■ 健康サポート薬局について知っていたか。



■ 健康サポート薬局に自分の健康について相談したことがあるか。

（よく知っていたと回答した者）



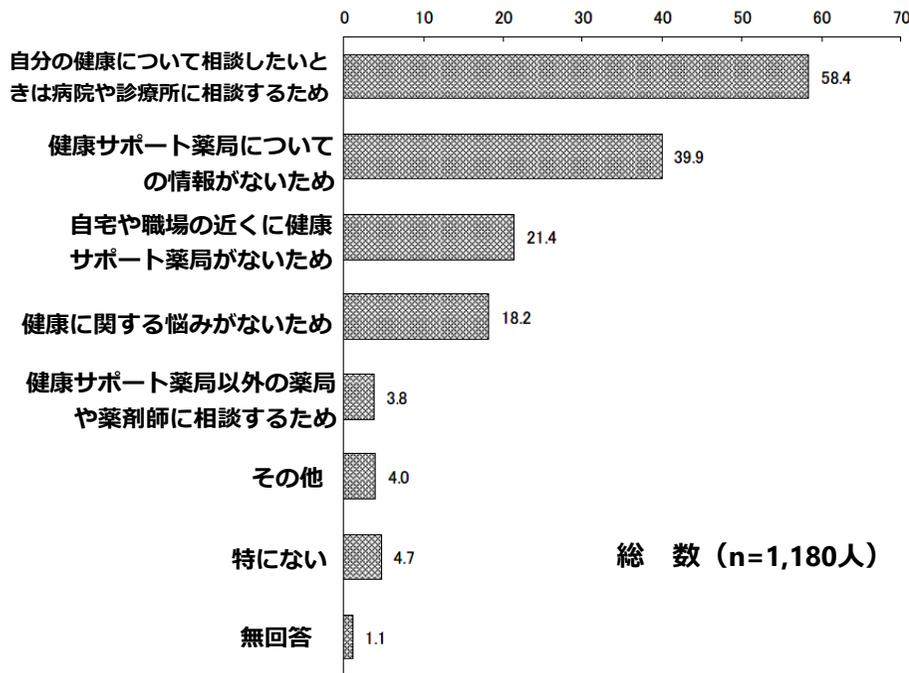
■ 今後、健康サポート薬局に自分の健康に関して相談しようと思いますか。

（健康サポート薬局について「言葉だけは知っていた」、「知らなかった」と答えた者と、健康サポート薬局に自分の健康に関して相談したことが「ない」と答えた者に、複数回答）



■ 健康サポート薬局に相談しようと思わない理由

（「今後、健康サポート薬局に自分の健康に関して相談しようと思いますか。」に「思わない」と回答した者に、複数回答） %



健康サポートに関する具体的な取組

- 健康サポート薬局の要件として、月1回程度、積極的な健康サポートの取組を実施することとされており、健康サポートに関する様々な取組が行われている。

〈主な取組〉

〈取組の周知方法〉

- 自薬局内外での掲示及びホームページでの案内
- 自治体や薬剤師会での周知 等

イベントチラシ（イメージ）

無料相談健康デー
 令和6年4月10日（水）
 13:00~17:00



【内容】

- ・薬剤師によるお薬相談、健康相談
- ・栄養士による栄養相談etc.



ご家族やお友達と気軽にお越しください
 お薬を飲んでいる方はお薬手帳をご持参ください

●● 薬局

〒●●●-●●●●●●●●●●
 ●●●●●●市●●●●●●
 開局時間 月から土 9時~17時45分
 日・祝日休業
 電話：●●●●●●●●●●●●●●●●
 F A X : ●●●●●●●●●●●●●●●● 駐車場あります。

開催形式	開催内容	開催場所
相談形式 ・○○相談会 医療・健康等に係る相談先としての取組	・脂質異常症、糖尿病等の慢性疾患関係 ・管理栄養士による栄養関係 ・冷え性 ・禁煙 ・新型コロナワクチン ・日焼けケア ・口腔ケア・オーラルフレイル ・低体温 ・疲労 ・免疫力（食習慣関係） ・妊婦向け栄養 等	〈小規模開催の場合〉 ・自薬局 〈その他の場合〉 ・自薬局、地域の公民館等
情報発信形式 ・○○講座 ・○○講演 ・○○講話 医療・健康等に関する知識を発信する取組	・腰痛予防や転倒予防 ・認知症の予防や早期発見 ・乳がん検診 ・介護予防サロン（薬剤指導全般） ・ウォーキング ・離乳食の進め方 ・疾患や症状に関すること（腎機能、痛風、減塩、脂肪肝、糖、自律神経失調症、貧血、摂食嚥下障害、腸内環境、花粉症 等） 等	
参加形式 ・○○会 ・○○イベント 医療・健康等に関する測定・体験等を提供する取組	・熱中症対策及び経口補水液の試飲会 ・血糖値・AGEs測定 ・血管年齢チェック ・手洗い・手指消毒 ・ココモチェック ・カラダ・バランスチェック ・身体のトレーニング ・握力測定 等	

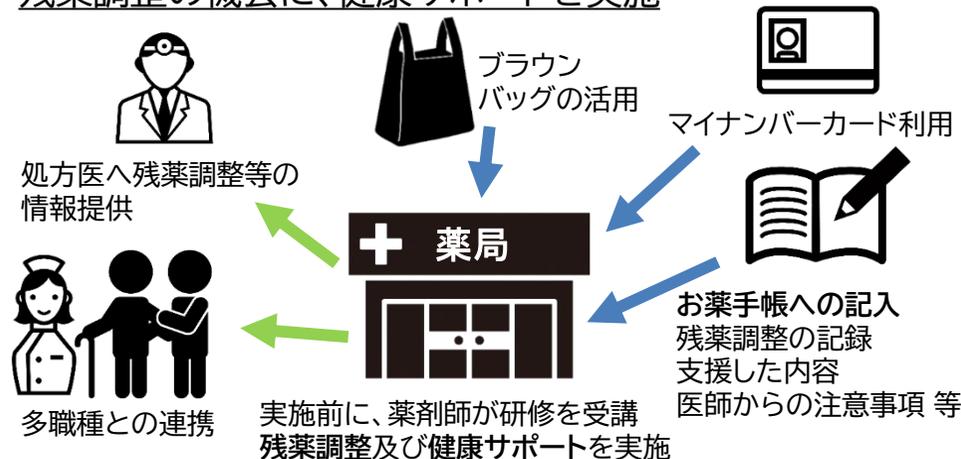
健康サポート機能充実事業（令和5年度厚生労働省予算事業）

事業目的

地域包括ケアシステムの更なる進展が求められる中、薬局薬剤師は、健康相談、要指導・一般用医薬品等の適正な販売をはじめとしたセルフケア、セルフメディケーションの支援等の健康サポート業務に積極的に取り組む必要がある。自治体による薬局・薬剤師や関係団体等と連携した地域全体の取組の実施を通じ、薬局薬剤師による健康相談等の健康サポート機能の患者への認知向上や地域全体に普及を行うことを目的とする。

青森県

残薬調整の機会に、健康サポートを実施



○一次調査

患者向け: 残薬の経験や処分方法の聞き取り調査
薬局向け: 患者個々の残薬調整実績や健康サポート実施状況を調査

○二次調査

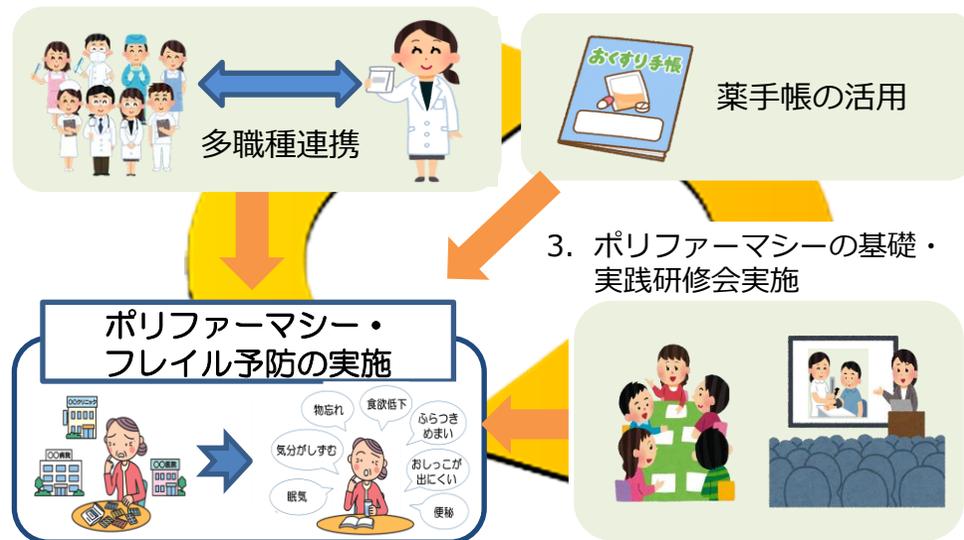
薬局向け: 各薬局の健康サポート機能充実に係る好事例の調査

残薬調整を通して、患者に対して健康サポート機能の充実に繋がった好事例の収集及び対人業務に関する効果を検証する。

愛媛県

ポリファーマシー対策・フレイル予防の実施

1. フレイル予防に関する多職種の基礎研修会
2. お薬手帳に関する薬剤師向け・住民向け説明会



その他、フレイル予防に関する住民向け啓発イベントを開催することで、地域全体に薬局の健康サポート機能を普及させ、住民の意識変容や残薬解消に伴う医療経済的効果などを調査・検証する。

神戸市
(兵庫県)

【フレイルチェック事業】

65歳・70歳対象のフレイルチェックを薬局と健診会場で実施

人口：1,526,835人
国保被保険者数：327,212人 (21.4%)
高齢者人口：432,905人 (28.4%)

- 高齢者が訪れる可能性の高い場所・相談できる場所として市内約400ヶ所の薬局をフレイルチェックの会場に
- フレイルチェック、結果説明を薬局薬剤師が実施できるよう市と薬剤師会で連携して研修

【事業概要】

実施内容

- 健康寿命の延伸に向けて、心身の活力が低下し、介護が必要な状態に移行しやすいフレイルを早期に発見し、生活習慣の見直しを促すことを目的として、フレイルチェックを実施。毎年度対象者を見直しており、令和3年度からは65歳および70歳の国保加入者を対象としている。

フレイルチェック質問票の内容

- 基本チェックリスト項目
- 特定健診の受診状況
- 食べられる食品
- 歯の本数 など

フレイルチェックの内容

- ふくらはぎ周囲長（指輪つかテスト）
- 握力
- 立ち上がり動作の把握
- だ液ゴクン（30秒間）テスト
- 咀嚼チェックガム

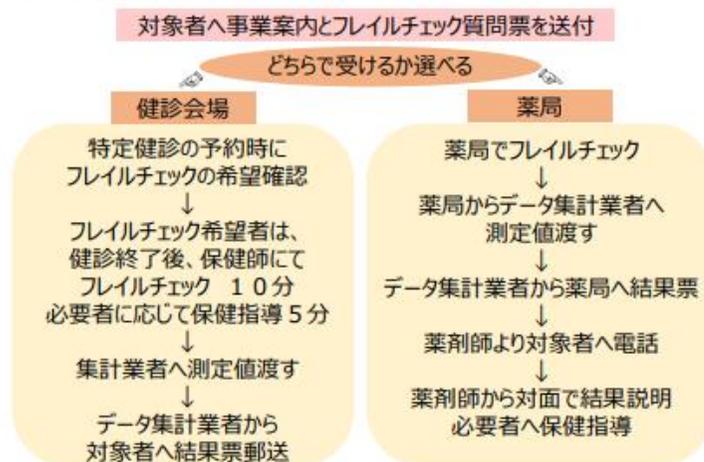


出典) 神戸市提供資料

フレイルチェック
協力薬局の目印

新型コロナウイルス感染症
対策のため、自宅等で行う

フレイルチェックの流れ



【本事業のポイント】

➤ 薬局でのフレイルチェックを実施

- 高齢者が訪れる可能性の高い場所・相談できる場所として、また同時に特定健診の受診勧奨を行える場所として、事業実施場所に薬局を選定。
- 薬剤師会を通じて、フレイルチェックに協力してもらえる薬局を募集。例年約400ヶ所が協力（市内の薬局数約800ヶ所）。
- 新規の協力薬局に対する研修会では、市の担当者から事業の趣旨を説明、薬剤師会の担当者から実際の測定方法や測定後の対応等のフレイルチェックの流れについての説明。

【成果】

➤ フレイルの啓発

- まだまだフレイルチェックの実施率は高くないため、具体的な指標をもって成果を確認できるようになるためには、実施率の向上が期待される。
- ただ、「フレイル」という言葉を耳にする機会にはなっており、認知度向上に寄与している。

➤ 薬剤師会との連携の強化

- 事業を通じて、薬剤師会との連携が一層図れるようになった。
- 市と薬剤師会の連名で「薬局フレイルチェック手引書」を制作し、協力薬局への周知を行っている。

広島市
(広島県)

【適正服薬推進事業】

医師会・薬剤師会と連携した服薬情報通知事業で、
重複多剤服薬者の約7割が改善

人口：1,194,817人
国保被保険者数：213,150人（17.8%）
高齢者人口：304,562人（25.5%）

- 通知を受け取った対象者がかかりつけ薬局等で、薬の飲み合わせに問題がないか確認・相談を促す取組
- 市の3つの医師会、4つの薬剤師会等と「ポリファーマシー対策の推進に関する連携協力協定」を締結。助言をもらいながら、毎年ブラッシュアップした事業を実施している

【事業概要】

実施内容

- ・ 市から重複多剤服薬者に対し、服薬情報を記載した通知を送付。
- ・ 対象者は通知を受け取った後、薬局等に通知を持っていく。服薬状況に問題がある場合、薬剤師が処方医に連絡をとり、処方内容の調整を行う。
- ・ 令和3年度の通知対象者は、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者のうち、65歳以上で、複数の医療機関から月14日以上の内服薬を6種類以上処方されている人。
- ・ 令和3年度は、国保10,000人、後期34,000人に対し、6回に分けて送付。



出典) 広島市提供資料

◀通知の工夫
情報を最低限とするなど、
ぱっと見た時に
内容がわかる
ような通知



出典) 広島市提供資料

◀封筒の工夫
高齢者でも
開けやすい
ミシン目が
ついている封筒

【本事業のポイント】

- 医師会・薬剤師会と協力して事業を実施
 - ・ 広島市、広島市域の医師会、薬剤師会、全国健康保険協会広島支部で、連携協力協定を締結。
 - ・ 毎年、年度当初に関係者で合同会議を行い、事業内容を協議の上、事業を実施している。
 - ・ 協定を締結した事で、薬局が医療機関に問い合わせをするハードルが下がり、連携がとりやすくなったという声もある。
- 薬局への支援
 - ・ 本事業では、薬局が、通知書に記載した二次元バーコードを読み込むことにより、服薬に関する詳細情報の確認や、服薬情報レポートの簡便な作成が可能となる専用システムを利用することができる。
 - ・ 市が、薬局のカウンターに置けるような、事業周知に向けたリーフレットの作成を行い、薬局に提供している。

【成果】

- 約7割の対象者が改善を達成
- ・ 重複服薬（同じ成分の薬）・相互作用・禁忌（飲み合わせの悪い薬）の約7割が毎年改善
- ・ 医薬品の使用数（令和2年度の国保被保険者）は、1人当たり12.5種類から、11.2種類に減少



・ H30
879人/1,121人
・ R01
889人/1,136人
・ R02
961人/1,270人

出典) 広島市提供資料

- 令和2年度に約2,400万円の医療費削減効果

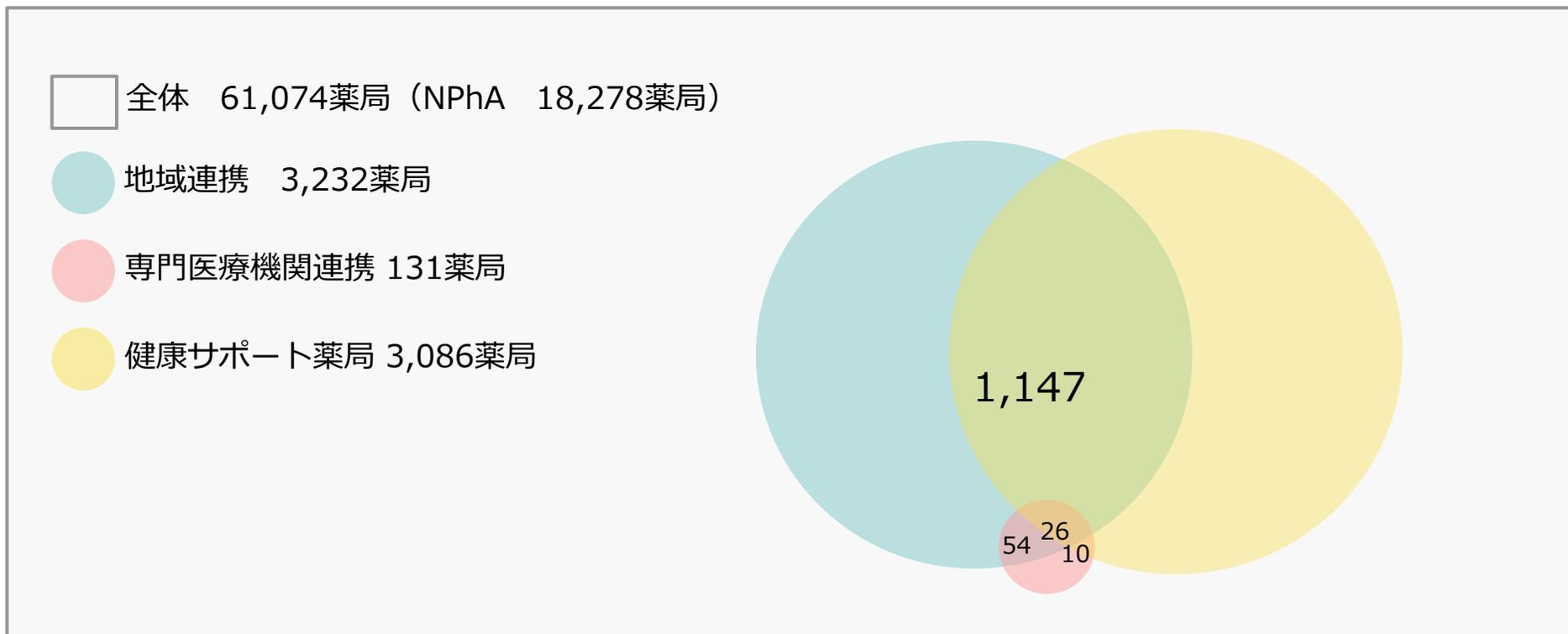
※薬剤費は、保険者負担と本人負担分の合計額

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
効果額	26,729,405円	18,667,940円	23,652,449円

出典) 広島市提供資料 18

認定薬局と健康サポート薬局の重なり

- 2022年12月時点（健康サポート薬局については2022年10月末時点）の状況を日本保険薬局協会で調査し、集計



参考：2022年12月末時点	地域連携薬局	3,435 件
	専門医療機関連携薬局	185 件
2022年9月末時点	健康サポート薬局	3,026 件

論点：地域における薬局・薬剤師のあり方について

現状・課題

- 認定薬局については、年々増加しているもののその数は必ずしも十分ではなく、認知度も低い。
また、地域連携薬局は、24時間対応、在宅対応、麻薬の調剤、薬局間連携等の実施体制の確保、頻度や実施回数は、一般の薬局より多い傾向にあったが、十分な実績があるとは言えない薬局も存在している。
- 健康サポート薬局の認知度は低い。一方で、地域によっては、薬局が他職種と連携して、健康支援に係る取組を実施する事業が行われており、薬局薬剤師が健康サポート機能を発揮することが期待されている。
- 「総合確保方針」※において、人口構成の変化や医療・介護需要の動向は地域ごとに異なることから、医療及び介護の総合的な確保を進めていくためには、地域の創意工夫を活かせる柔軟な仕組みを目指すこと等が求められている。
- 政府として医療DXの推進を進めており、オンライン資格確認や電子処方箋が活用されれば、薬剤の一元管理や重複投薬や併用禁忌のチェック等も可能となる。

※ 医療介護総合確保法に基づく、地域における医療・介護を総合的に確保するための基本的な方針

論点

- 地域における認定薬局（地域連携薬局、専門医療機関連携薬局）、健康サポート薬局のあり方についてどう考えるか。特に、今後、需要が増大すると考えられる在宅対応やセルフケア・セルフメディケーションに係る対応、わかりやすさ等の観点から、医療DXの進展も踏まえ、認定薬局や健康サポート薬局の果たすべき役割や機能等のあり方についてどう考えるか。

參考資料

地域における薬剤師の役割

(「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ とりまとめ」より抜粋)

4. 地域における薬剤師の役割

- 地域包括ケアシステムの更なる進展が求められる中、薬局薬剤師は、①地域の他の薬局や医療機関等と連携しながら、薬学的専門性を活かした対人業務を充実させるとともに、②健康相談、要指導・一般用医薬品等の適正な販売をはじめとしたセルフケア、セルフメディケーションの支援等の健康サポート業務に積極的に取り組む必要がある。
- かかりつけ薬剤師・薬局の持つべき機能の1つとして、服薬情報の一元的・継続的把握があるが、ICTの進展により、かかりつけ薬剤師・薬局以外においても、薬剤情報の閲覧が容易になる。このような状況においても、かかりつけ薬剤師・薬局に求められる機能や役割は重要である。
- 個々の薬局には、こうしたかかりつけ機能（服薬情報の一元的・継続的把握、24時間対応・在宅対応、医療機関との連携）を有していることが最低限必要であるが、地域に求められる薬剤師サービスはより多岐にわたり、全ての機能を単独の薬局が十分に有することは容易ではなく、地域全体で必要な薬剤師サービスを提供していくという視点も必要である。このため、地域の薬局が必要に応じ連携する仕組みを構築する必要がある。

第4 具体的な対応の方向性④ 地域における薬剤師の役割 (とりまとめP21～P31)

- 地域における薬剤師の役割を推進するために、
 - (1) 地域の関係者と連携した対人業務、
 - (2) セルフケア・セルフメディケーションの支援等の健康サポート業務、
 - (3) 地域で求められる多岐にわたる薬剤師サービス^(注)のすべてを単独の薬局が有することは容易ではなく、地域全体で必要な薬剤師サービスを提供していくという視点も必要、
 という観点を踏まえて、取組を検討した。

(注) 医薬品の供給拠点、夜間・休日の対応、健康サポート機能、新興感染症・災害等の有事の対応、在宅対応、医薬品関連情報の発信、薬事衛生等

具体的な対策（アクションプラン）（例）

(1) 他職種及び病院薬剤師との連携

① 退院時のカンファレンス等への参加の促進

病院の地域連携室等との連絡体制の構築や、薬局間の調整を行うことが有用。

② 他の医療提供施設への情報の発信

携帯型ディスプレイPCA用ポンプの取扱いの有無等、各薬局が対応可能な在宅業務を発信する仕組みを構築すべき。

③ 様式の設定

連携に必要な文書の様式（薬剤管理サマリー、トレーシングレポートなど）を地域で定める。

(2) 健康サポート機能の推進

① 健康サポート機能のエビデンスの収集・周知

健康サポート機能の目的を明確にし、その機能が地域住民に与える効果についてエビデンスを収集・周知すべき。

② 自治体等と連携した取組

患者の認知度を高め、その取組を地域全体に均てん化するため、自治体等と連携した取組を行うべき。

(3) 地域の実情に応じた薬剤師サービス等の提供体制の検討

① 薬局間の連携

- 薬局間の円滑な連携を調整するため、まとめ役となる薬局が必要。地域連携薬局の要件の拡充又は発展型（機能強化型）として検討を進めるのはどうか。

※ 薬局間連携のあり方としては、以下のような場合が考えられる。

パターン1：人的・物的リソースが豊富な薬局が多くの機能を担い、その機能を各薬局に提供する。

パターン2：人的・物的リソースが豊富でないものの、他の薬局と連携して機能を補完しあう。

※ 薬局間連携は個別の薬局の事情や考えに依存するのではなく、公共的な役割の観点が必要。このため、まとめ役となる薬局は、地域の薬剤師会や自治体と密に連携することが必要。

② 新興感染症、災害等の有事への対応

- 行政、医師会、薬剤師会等が連携し、有事の体制を検討する必要がある。
- 薬局間連携により、効率的・効果的に必要なサービスを提供する観点が必要。また、まとめ役となる薬局を自治体や関係団体があらかじめ把握しておくことが迅速な対応に繋がる。

③ へき地・離島等への対応

- 将来的には医療計画かそれに相当する行政計画に基づき、各地域において対応すべきであり、そのために必要な情報の整理等を進めるべき。

地域連携強化による薬局の多様化（イメージ）

R4. 4. 19 第4回薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するWG 資料2-1

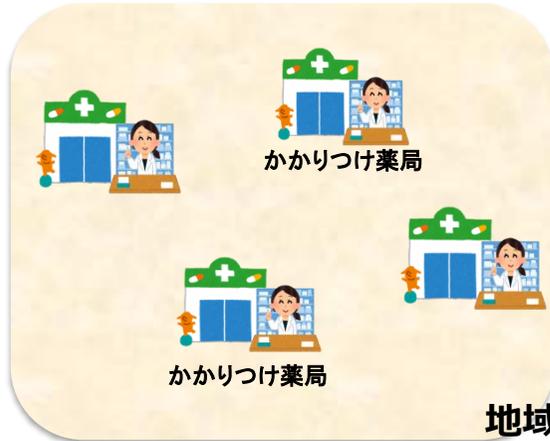
- 小規模の薬局では単独で全ての役割を担うことが困難になる。
- ①地域連携による分担、②ICT技術の活用等により、業務が効率化されれば、**処方箋受付時以外の対人業務の充実が期待される。**
- 処方箋受付時以外の対人業務は様々であり、**薬局ごとに特色のある薬剤師メニューを提供することが可能となる。**これにより、**特色のある薬局が増加し、患者の選択肢も増加する。**

（多様な薬剤師サービスのイメージ）

薬剤レビュー、医療的ケア児・緩和ケア等の在宅対応、糖尿病患者への説明、セルフケア支援、コミュニティスペース、栄養サポート、検査 等

1. 小規模薬局の現状

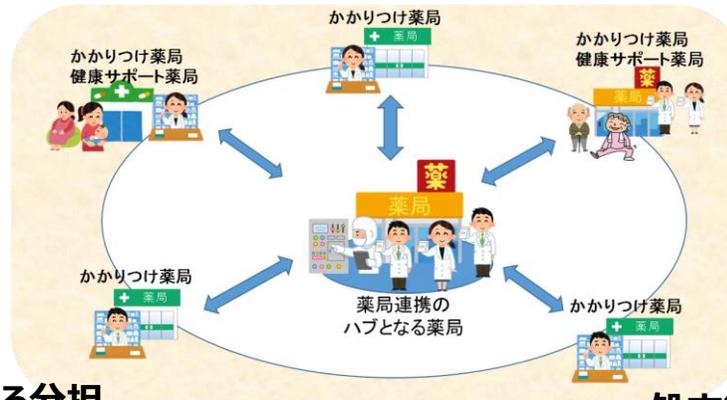
・小規模薬局が単独で全ての役割を担うことが困難



地域連携による分担
ICT技術の活用

2. 地域の薬局間の連携の推進

・ICT技術の活用や地域連携による分担により業務効率化



処方箋受付時以外の
対人業務の充実

3. 特色のある薬局の増加

・多様な薬剤師メニューの提供が可能に

（対人メニューの例示）

- ・ 薬剤レビュー
- ・ 様々な在宅対応（医療的ケア児、緩和ケア等）
- ・ 糖尿病患者への説明（食生活、運動習慣等の重要性等）
- ・ セルフケア支援
- ・ コミュニティスペース
- ・ 栄養サポート
- ・ 検査
- ・ 認知症ケア

地域連携メニューの例示：

医薬品の融通、輪番、症例検討会・勉強会、対物業務の効率化の取組み、医療機関との調整（例：退院調整）等

薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループとりまとめ (令和4年7月11日)

- 地域において求められる夜間・休日等の対応については、地域の実情に応じた体制構築が必要となるが、地域の薬剤師会が中心的な役割を担うとともに、会員・非会員を問わず地域の薬局が協力して議論を行うことの必要性が示されている。

第4 具体的な対策

4. 地域における薬剤師の役割

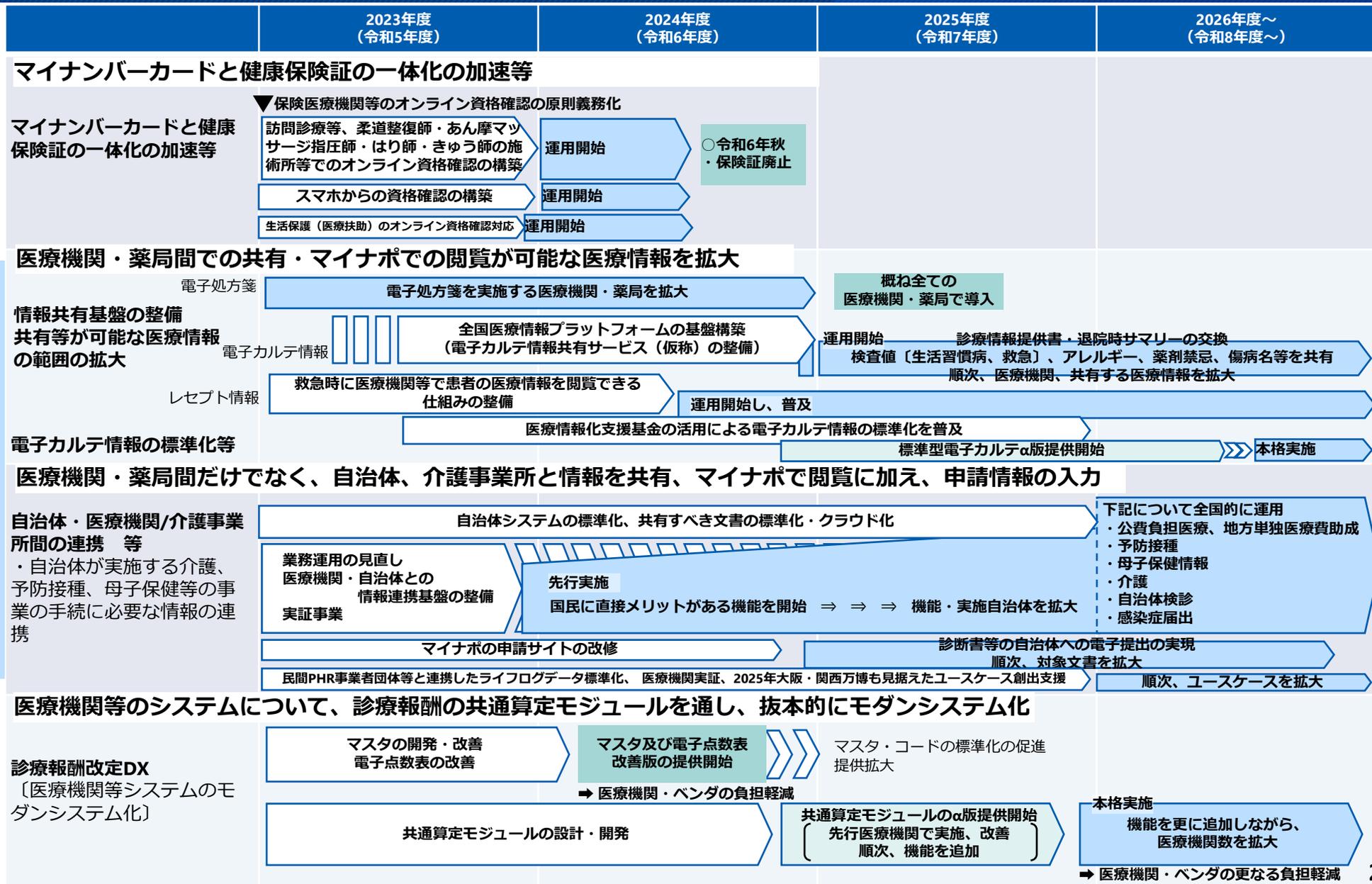
(3) 地域の実情に応じた薬剤師サービス等の提供体制の検討

- 地域において求められる薬剤師サービスとしては、
 - ・医薬品の供給拠点（患者に必要な医薬品について、適切な薬学的管理・指導、服薬指導とともに提供する。要指導・一般用医薬品を含む。）
 - ・夜間、休日の対応
 - ・健康サポート（セルフケアの啓発を含む。）
 - ・新興感染症、災害等の有事への対応
 - ・在宅対応（無菌調剤、麻薬調剤等を含む。）
 - ・医薬品関連情報の発信（症例検討会、勉強会の実施・参加等を含む。）
 - ・薬事衛生（医薬品・医療機器の正しい使い方の説明、学校薬剤師、薬物濫用の防止等）などが考えられる。

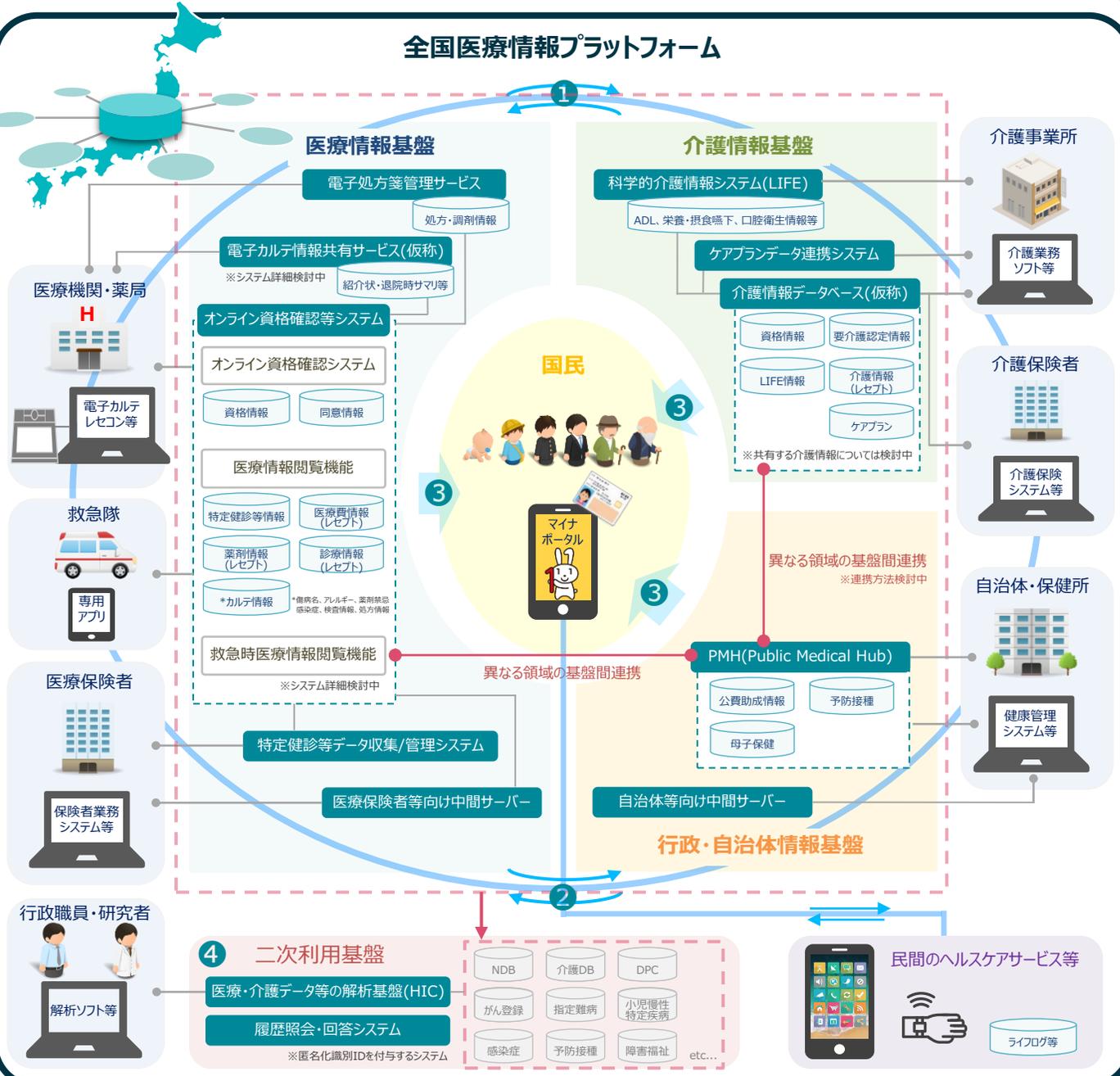
- このような薬剤師サービスを全ての薬局が個別に対応することは困難であり、また、新興感染症、災害時等の有事への対応等、地域全体で効率的・効果的に提供すべき薬剤師サービスもある。このように、薬剤師サービスを地域全体で提供していくという観点も必要であり、地域の実情に応じた体制の構築について、自治体の関係部局及び関係団体等が協議・連携して取り組むことが重要である。またこの前提として、地域において、薬剤師サービスの必要量やリソース等を把握することが必要である。

- このため、地域において、地域医療に必要な機能を把握するとともに、自治体や医療関係者が協議の場を持ち、必要な薬剤師サービスの確保策を検討する仕組みを構築すべきである。なお、当該地域での検討においては、地域の薬剤師会が中心的な役割を担うとともに、会員・非会員を問わず地域の薬局が協力し、議論を行う必要がある。

医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕



全国医療情報プラットフォームの構築



「医療DXのユースケース・メリット例」

1 救急・医療・介護現場の切れ目ない情報共有

- ✓ 意識不明時に、検査状況や薬剤情報等が把握され、迅速に的確な治療を受けられる。
- ✓ 入退院時等に、医療・介護関係者で状況が共有され、より良いケアを受けられる。

2 医療機関・自治体サービスの効率化・負担軽減

- ✓ 受診時に、公費助成対象制度について、紙の受給者証の持参が不要になる。
- ✓ 情報登録の手間や誤登録のリスク、費用支払に対する事務コストが軽減される。

3 健康管理、疾病予防、適切な受診等のサポート

- ✓ 予約票や接種券がデジタル化され、速やかに接種勧奨が届くので能動的でスムーズな接種ができる。予約票・問診票を何度も手書きしなくて済む。
- ✓ 自分の健康状態や病態に関するデータを活用し、生活習慣病を予防する行動や、適切な受診判断等につなげることができる。

4 公衆衛生、医学・産業の振興に資する二次利用

- ✓ 政策のための分析ができることで、次の感染症危機への対応力強化につながる。
- ✓ 医薬品等の研究開発が促進され、よりよい治療や確かな診断が可能になる。

二次利用データベース群(例)

NDB	介護DB	DPC
がん登録	指定難病	小児慢性特定疾病
感染症	予防接種	障害福祉

各DBのデータ連携 → 解析基盤 → 行政職員・研究者 医薬品産業等